

9. 工業団地造成事業

1. 制度の概要

首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和 33 年法律第 98 号）及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和 39 年法律第 145 号）は、近郊整備地帯（近郊整備区域）において計画的に市街地を整備し、及び都市開発区域を工業都市等として発展させることを目的として制定された。

工業団地造成事業は、上記の 2 法に基づき、地方公共団体が施行者となり都市計画事業として行われるものである。

2. 法的効果

(1) 都市計画事業として施行

都市計画事業として施行されるため、建築制限、収用権の付与、用地提供者に対して譲渡所得から最高 5,000 万円までの特別控除などが適用される。

(2) 不動産登記の特例

不動産の代位登記等の特例が定められている。

(3) 造成敷地の譲受人に対する制限

譲受人は、工場の建設計画を策定し、施行者であったものの承認を受けなければならない。また、工事完了公告の日の翌日から起算して 10 年間は、譲渡等を行うときは当事者が施行者であった者の長の承認を受けなければならない。

工業団地造成事業一覧

(令和2年3月末現在)

<首都圏>

都 県 名	名 称	所 在 地	施 行 者	区 域	面 積 (ha)	都計決定	事業年度	立 地 企 業 数
茨 城	1 総和(岡郷)	古河市	(独)都市再生機構	都市開発	116	S40.12.21	S40~S43	47
	2 総和(釈迦山)	古河市	(独)都市再生機構	"	122	S40.12.21	S40~S43	19
	3 柏原	石岡市	(独)都市再生機構	"	166	S41.12.8	S41~S47	41
	4 鹿島臨海	鹿島市、神栖市	茨 城 県	"	2,683	S42.12.11	S42~S48	119
	5 大生郷	常総市	(独)都市再生機構	近郊整備	68	S48.2.26	S47~S54	32
	6 筑波北部	つくば市	茨 城 県	都市開発	128	S56.6.11	S56~S60	15
	7 筑波西部	つくば市	茨 城 県	"	102	S56.6.11	S56~S61	13
	8 竜ヶ崎(つくばの里)	龍ヶ崎市	(独)都市再生機構	近郊整備	90	S57.8.16	S57~S62	24
	9 手子生	つくば市	(独)都市再生機構	都市開発	70	S60.5.20	S60~S62	24
	10 大砂	つくば市	(独)都市再生機構	"	42	S61.8.14	S61~S63	11
	11 常陸那珂	ひたちなか市	茨 城 県	"	86	H1.2.23	S63~H5	16
	12 土浦北	土浦市	(独)都市再生機構	"	42	H2.2.26	H2~H7	10
	13 阿見東部	阿見町	茨 城 県	"	65	H7.5.22	H7~H14	18
	14 岩井幸田	坂東市	茨 城 県	近郊整備	85	H4.2.13	H4~H8	17
	15 半谷・富田	坂東市	坂 東 市	近郊整備	73	H25.10.28	H25~H29	6
栃 木	16 宇都宮	宇都宮市	宇都宮市街地開発組合	都市開発	293	S36.11.1	S35~S41	121
	17 小山	小山市	小山市街地開発組合	"	165	S39.6.15	S36~S50	29
	18 御厨	足利市	足利市街地開発組合	"	49	S41.11.15	S38~S48	16
	19 大月・助戸	足利市	足利市街地開発組合	"	34	S41.11.15	S38~S52	9
	20 鹿沼	鹿沼市	(独)都市再生機構	"	132	S43.3.18	S42~S44	22
	21 佐野	佐野市	(独)都市再生機構	"	112	S41.3.12	S40~S43	33
	22 真岡第一	真岡市	(独)都市再生機構	"	176	S40.12.21	S40~S41	33
	23 真岡第二	真岡市	(独)都市再生機構	"	131	S42.6.13	S42~S44	26
	24 宇都宮清原	宇都宮市	宇都宮市街地開発組合	"	388	S47.3.1	S46~S51	35
群 馬	25 大和根	大泉町	群 馬 県	"	57	S44.1.27	S43~S45	32
	26 太田西部	太田市	群 馬 県	"	106	S45.12.28	S46~S47	19
	27 太田東部	太田市	群 馬 県	"	108	S50.7.8	S49~S50	4
	28 鞍掛	館林市、邑楽町、千代田町	群 馬 県	"	120	S53.9.9	S50~S53	8
	29 太田・大泉	太田市、大泉町	群 馬 県	"	40	S61.11.14	S61~S62	2
	30 高崎東部	高崎市	高崎工業団地造成組合	"	20	S63.2.10	S63~S63	4
	31 館林東部	館林市	群 馬 県	"	53	H3.1.11	H2~H3	5
	32 鞍掛第三	邑楽町	群 馬 県	"	38	H5.6.1	H5~H17	16
	33 伊勢崎三和	伊勢崎市	群 馬 県	"	51	H5.6.1	H5~H12	15
	34 伊勢崎宮郷	伊勢崎市	群 馬 県	"	58	H25.9.27	H25~R元	13
山 梨	35 国母	甲府市ほか	甲府地区開発事業団	"	97	S43.9.4	S43~S53	28
	36 甲府南部	甲府市	甲 府 市	"	44	S62.12.9	S62~H6	21
神 奈 川	37 内陸伊勢原	伊勢原市	神 奈 川 県	近郊整備	64	S43.11.1	S43~S46	57
	38 藤沢北部	藤沢市	神 奈 川 県	"	54	S41.2.4	S40~S41	29
	39 南足柄東部	南足柄市	神 奈 川 県	"	20	H5.4.9	H5~H7	11
千 葉	40 十余二	柏市	柏 市	"	65	S42.12.1	S42~S46	25
	41 野毛平	成田市	千 葉 県	"	74	S45.1.30	S44~S63	21
埼 玉	42 久喜菖蒲	久喜市ほか	埼 玉 県	"	166	S45.7.17	S43~S51	91
	43 新郷	川口市	川 口 市	"	22	S45.12.28	S45~S48	81
	44 清久	久喜市ほか	(独)都市再生機構	"	68	S48.1.16	S49~S54	29
小計	44 地 区	—	—	—	6,743	—	—	1,247

<近畿圏>

府 県 名	名 称	所 在 地	施 行 者	区 域	面 積 (ha)	都計決定	事業年度	立 地 企 業 数
京 都	1 長田野	福知山市	京 都 府	都市開発	342	S44.3.26	S43~S51	41
	2 綾部	綾部市	京 都 府	"	136	S61.2.18	S61~H5	20
福 井	3 福井臨海	福井市ほか	福 井 県	"	651	S47.3.15	S47~H22	57
	4 敦賀西部	敦賀市	敦 賀 市	"	20	H13.5.1	H13~H18	4
兵 庫	5 北摂	三田市	(独)都市再生機構	近郊整備	136	S45.12.18	S46~H13	42
	6 西神	神戸市	神 戸 市	"	275	S45.12.22	S46~H8	133
	7 西神第二	神戸市	神 戸 市	"	94	S58.9.27	S58~H9	51
	8 西神第三	神戸市	神 戸 市	"	137	H3.10.25	H3~H30	86
滋 賀	9 米原南	米原市	米 原 市	都市開発	23	H19.3.14	H18~H21	1
小計	9 地 区	—	—	—	1,814	—	—	435
合計	53 地 区	—	—	—	8,557	—	—	1,682